

インド芸術文化推進機構 定款

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、インド芸術文化推進機構(英語表記:JOPIAC=Japanese Organization for the Promotion of Indian Art and Culutre)と称し、事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、「アートの中で日本とインドを架橋する」というスローガンの下、政治経済的に台頭が著しいインドの芸術文化に関する情報発信および関連する事業を行い、相互の交流の促進と日印関係の持続的発展に貢献することを目的とし、2023年10月1日に設立する。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- ①インドの大衆宗教版画および関連する書籍の販売事業
- ②国際業務を行う行政書士の代理店事業
- ③インドに進出する日本企業を支援する事業
- ④インド人留学生を日本の教育機関に招致する事業
- ⑤インドを始めとする南アジアの芸術文化に関する調査・研究事業
- ⑥その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(種別)

第4条 この会の会員は、次の2種とする。

- (1)正会員 本会の基本理念及び目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体
- (2)賛助会員 本会の基本理念及び目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)正会員 年間費5000円
- (2)賛助会員 年間費3000円

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2)会費を2年以上納入しないとき。

第4章 役員

(種別)

第8条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1)代表理事 1人
- (2)副代表 1人
- (3)会計 1人
- (4)監事 1人

(選任)

第9条 役員を選出は総会において会員の3分の2以上の同意をもって選出する。

2 代表理事と副代表、会計及び監査は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第10条 代表理事は、本会を代表して事業を統括し、本会の事務および会計の最高決裁者として議決権を持つ。

2 副代表は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

4 監事は、本会の会計の監査を行う。

(任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

第5章 総会

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(審議事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 予算案及び決算に関する事項

(2) 理事の選任に関する事項

(3) 規則に関する事項

(4) その他会務上必要な事項

(開催)

第15条 総会は、代表理事が招集する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 全会員の3分の1以上から請求があったとき。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第21条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、監事を除く理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 理事会は、代表理事が必要と認めるときに招集する。

(議長)

第25条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第26条 理事会には、第17条から第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第7章 会計

(経費)

第27条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 雑則

(規則の変更)

第31条 この規則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

(委任)

第32条 この規則の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

この規則は、2023年10月1日から施行する。